認定制度について



平成 24 年3月 横浜市市民局市民活動支援課 平成 24 年 4 月 1 日から、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現することを目的とした、改正特定非営利活動促進法が施行されます。

今回の法改正において、認定制度の所轄庁が、国税庁長官から各都道府県又は指定都市の長となり、横浜市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人については、横浜市長が認定事務を行うこととなります。あわせて、法人の財政基盤の強化を支援するための措置として、認定制度に、新たに仮認定制度が導入されます。

本冊子では、認定制度の概要と、平成 24 年 4 月 1 日以降の認定制度の主なポイントを御案内しています。この機会に、認定申請又は仮認定申請をお考えの方は、是非御一読ください。

注 意

この冊子で使用している省略語は次のとおりです。

・法 …特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

・法令 …特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)

・法規 …特定非営利活動促進法施行規則(平成23年內閣府令第55号)

· NPO 法人 ···特定非営利活動法人

· 認定 NPO 法人 … 認定特定非営利活動法人

· 仮認定 NPO 法人 … 仮認定特定非営利活動法人

認定制度とは?

(法第 44 条第1項)

認定制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために、税制上設けられた措置です。NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資すると認められるものは、所轄庁の認定を受けることができ、認定された NPO 法人やその寄附者は、さまざまな税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、控除額等、税制上の措置の詳細は、管轄の税務署(P.7参照)にお問合せください。



税制上の措置 その1:寄附者に対する措置

○ 個人が認定NPO法人(仮認定NPO法人)に寄附する場合

寄附した個人の所得税の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控除を選択して、適用が受けられます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人に寄附した場合には、個人住民税の計算において、寄附金税額控除の適用が受けられます。

※詳しくは、次のホームページで御確認ください。

個人県民税 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/kenzei/p13805.html

個人市民税 http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/kanren/08kifukinshitei.html

○ 法人が認定NPO法人(仮認定NPO法人)に寄附する場合

寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

○ 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産を認定NPO法人に寄附する場合

寄附した人の相続税の計算において、申告期限までに寄附した場合、寄附した財産の 価額は、相続税の課税対象から除かれます。

(仮認定NPO法人には適用されません。)



税制上の措置 その2:認定NPO法人に対する措置

〇 みなし寄附金制度

認定NPO法人は、法人税法に定められている収益事業に属する資産を、収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した場合、この支出金額を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入が認められます。

(仮認定NPO法人には適用されません。)

認定NPO法人になるための要件は?

(法第45条、同第47条、法令第1条~第5条、法規第4条~第26条)

認定NPO法人になるためには、実績判定期間(初めて申請する場合は、通常、直前の2事業年度)において、次の①~⑧の基準すべてを満たしている必要があります。

1

パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準

次のいずれかの基準に適合する必要があります。

- 実績判定期間中の経常収入金額に占める寄附金等の収入金額の割合が 20%以上 (政令で定める小規模法人には、計算上の特例があります。)
- 〇 実績判定期間中の各事業年度中に、寄附金の総額が 3,000 円以上である寄附者の 数が年平均 100 人以上いること
- 都道府県又は市区町村から個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例で個別 に指定を受けていること

2

活動の対象に関する基準

実績判定期間における事業活動のうち、次のような活動(共益的な活動)の占める割合が 50%未満である必要があります。

- 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- 〇 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- 〇 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- 〇 特定の者の意に反した活動

3

運営組織及び経理に関する基準

- 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること
- 各社員の表決権が平等であること
- 会計について、公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、複式簿記の原 則に従う等、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
- 不適正な経理を行っていないこと

4 事業活動に関する基準

- 〇 宗教活動及び政治活動等を行っていないこと
- 役員、社員、職員または寄附者等に特別の利益を与えていないこと。また、営利を 目的とした事業を行う者や、宗教・政治活動を行う者等に寄附を行っていないこと
- O 実績判定期間において総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が 80% 以上であること
- 〇 実績判定期間において受け入れた寄附金の 70%以上を特定非営利活動に係る 事業費に充てていること

5 情報公開に関する基準

特定の書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合に応じること

6 事業報告書等の提出に関する基準

事業報告書等を所轄庁に提出していること

7 法令違反等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

8 設立後の経過期間に関する基準

申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える 期間が経過していること

注意!!

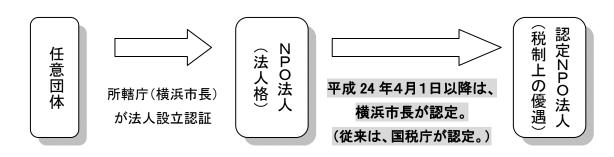
上記①~⑧の基準を満たしていても、欠格事由に該当する NPO 法人は、認定(仮認定) を受けることはできません。

平成24年4月1日以降の認定制度の主なポイント

その1 認定制度の事務を各都道府県又指定都市の長(横浜市長)が行います。

(法第9条、同第44条第1項)

横浜市内にのみ事務所を有する NPO 法人については、横浜市長が認定事務を行うこととなります。(従来の国税庁長官による認定から、各都道府県又は指定都市の長による認定に変わります。)



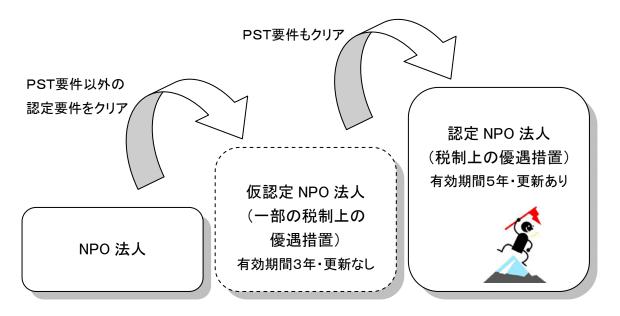
その2 仮認定制度が導入されます。

(法第58条、同第59条、同第60条)

仮認定制度は、設立初期のNPO法人に対する、スタートアップ支援として、認定要件のうち、 パブリック・サポート・テスト(PST)要件をクリアしていなくても、他の要件を満たしていれば、仮認 定を受けることができ、税制上の優遇措置の一部を受けることができる制度です。

仮認定の有効期間は、3年間でその後更新はできませんが、この期間中に寄附を集め、パブリック・サポート・テスト(PST)要件を満たして、認定NPO法人へのステップアップを図ることができます。

■認定NPO法人へのステップアップ



■お問合せ先

横浜市市民局市民活動支援課 電話 045-227-7966 FAX 045-223-2032 〒231-0062 横浜市中区桜木町 1-1-56 みなとみらい 21 クリーンセンタービル7階 http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/ninsyou/

横浜市 NPO 認証

検索

■税控除額等についてのお問合せ先(横浜市の税務署一覧)

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
神奈川	〒222-8550	045-544-0141	神奈川区
	横浜市港北区大豆戸町 528 番 5		港北区
鶴見	〒230-8550	045-521-7141	鶴見区
	横浜市鶴見区鶴見中央 4 丁目 38 番 32 号		
戸塚	〒244-8550	045-863-0011	戸塚区 栄区
	横浜市戸塚区吉田町 2001 番地		泉区
保土ケ谷	〒240-8550	045-331-1281	保土ケ谷区
	横浜市保土ケ谷区帷子町 2 丁目 64 番地		旭区 瀬谷区
緑	〒225-8550	045-972-7771	緑区 青葉区
	横浜市青葉区市ケ尾町 22 番地 3 号		都筑区
横浜中	〒231-8550	045-651-1321	中区 西区
	横浜市中区山下町 37 番地 9 号横浜地方合同庁舎		
横浜南	〒236-8550	045-789-3731	南区 磯子区
	横浜市金沢区並木3丁目2番9号		金沢区 港南区